平成２０年（フ）第４５５号
秋田県男鹿市北浦湯本字隠台36番地18
破産者　古谷　茂春
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
秋田市東通６丁目５番15号　ＳＡハイツ２－Ａ
破産者　鈴木　順子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０号
秋田市新屋北浜町22番２号
破産者　永井　誠一
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３６号
秋田市桜１丁目３番２号
破産者　佐藤　定義
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８号
秋田市飯島道東３丁目２番58号
破産者　平沼　将吉
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８７号
福島市岡部字大下16番地　市住１―23渡邉隆方、開始決定時の住所福島市鎌田字原際77番地
破産者　菅原　和子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９９号
福島県郡山市阿久津町字舘側106番地
破産者　武田　孝子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
千葉県東金市上谷５番地１
破産者　積田亜希子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６９０号
神奈川県茅ヶ崎市今宿911番地３―606号　ダイアパレスエクシード茅ヶ崎
破産者　今子　　毅
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５０号
横浜市金沢区能見台３丁目51番地１　ふれあいの街Ｌ棟403号
破産者　根本　明彦
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５０号
神奈川県平塚市日向岡２丁目７番26号、開始決定時の住所横浜市都筑区川和町2685番地40
破産者　篠原　正弘
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８４号
横浜市港南区日野１丁目９番19号　グローリハイツ102
破産者　秋元　一也
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０号
富山市常盤台25番13号
破産者　蓮川　　誠
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８１３号
愛知県刈谷市高松町５丁目75番地　高松マンション３Ｂ号室、開始決定時の住所愛知県刈谷市寿町２丁目102番地　ライオンズマンション303号
破産者　笠間　久史
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１１９号
兵庫県南あわじ市市小井446番地７　光ハイツ３番館601号室、開始決定時の住所兵庫県南あわじ市倭文庄田1169番地
破産者　榮　　慎吾
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１号
兵庫県南あわじ市津井51番地
破産者　三原千津子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第１８４号
香川県坂出市江尻町191番地159
破産者　小笠原佳子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１４号
香川県坂出市久米町２丁目９番１号、申立時の住所香川県坂出市江尻町1544番地１
破産者　水本　　潔
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１０号
福岡県嘉麻市山野2148番地４、前住所福岡県田川郡赤村大字内田2218番地５
破産者　内橋工務店こと　内橋　正憲
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部